平成12年4月にスタートした介護保険制度。高齢者の方や実際に介護が必要と認定された方、介護をされているご家族 の方へのアンケートなどを基に、町民や保健・福祉・医療関係機関代表とで構成する「高齢者福祉計画策定委員会・介護保 険運営協議会│において、より利用しやすい制度の内容や保険料を検討し、令和6年度から令和8年度までの期間の「高 齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 を策定しました。65歳以上の方の介護保険料はこの計画により算定されており、 3年ごとに見直しを行なっています。

本町の介護保険の状況は、平成12年の制度開始以来、在宅サービスの需要の増加に応える形で新規事業所の参入や定員 の増員など基盤整備が図られ、利用しやすい環境が整備されてきました。今後も高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加す るものと思われることから、地域支援事業による介護予防の取り組みを進めています。

新たな介護保険料は、高齢化率の上昇に伴う認定者数の増加、令和6年4月から実施される介護報酬の改定などの影響に より、基準額で月額5,200円と第8期介護保険事業計画期間と比較し300円の増額となります。

介護保険制度は、みなさんの介護保険料によって支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いします。

みんなで支え合う介護保険 5歳以上 の 令和6年一月から 介護保険料を見直します!

あなたの介護保険料は?(年額)

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、所得に応じた負担となるよう、基準額(第5段階)を基に、13段階に



いいえ

あなたの課税年金

収入額*1と合計所

得金額*2の合計が

80万円以下です

120万円未満

120万円以上

210万円未満

210万円以上

320万円未満

320万円以上

420万円未満

420万円以上

5 2 0 万円未満

520万円以上

620万円未満

●本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者 基準額×0.9 第4段階 がいる方で、本人の「課税年金収入額+合計 56,100円 所得金額|が80万円以下の方

●本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者 がいる方で、第4段階に該当しない方

基準額 62,400円 基準額×1.2

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」 第6段階 **120万円未満**の方

基準額×1.3 本人が住民税課税者で「合計所得金額」が 第7段階 **120万円以上210万円未満**の方

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」 第8段階 210万円以上320万円未満の方

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」 第9段階 320万円以上420万円未満の方

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が 第10段階 420万円以上520万円未満の方

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」 第11段階

第5段階

520万円以上620万円未満の方 本人が住民税課税者で「合計所得金額」 第12段階

620万円以上720万円未満の方 第13段階

●本人が住民税課税者で「合計所得金額」 720万円以上の方

基準額×2.4 149.700円

74.800円

81,100円

基準額×1.5

93,600円

「基準額×1.7

106,000円

基準額×1.9

|118.500円

基準額×2.1

131,000円

基準額×2.3 620万円以上 143.500円 720万円未満 720万円以上

《用語解説》

※1 課税年金収入額とは …… 老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなりこの収入額には含まれません。

合計所得金額とは……「収入金額」から「必要経費など」を控除した額をいいます。「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」 (第1~5段階のみ)を控除した額となります(年金収入のみの方であれば年金収入額から公的年金控除額を引いた額です)。



あなたは住民税が課

税されていますか?

はい

はい

あなたの合計所

得金額は?

いいえ

第1号被保険者(65歳以上の方)介護保険料の改正ポイント

①保険料基準額の見直し

基準年額58,800円から62,400円 (基準月額4,900円から5,200円) に改定されました。

②合計所得金額の改正

保険料算定の所得段階を10段階から13段階に細分化するとともに 第9期介護保険事業計画における第1号保険料の基準所得金額につい ては、国が示す基準に基づき改正されました。

改正前(令和3~5年度)	
第6段階	本人課税、合計所得金額125万円未満
第7段階	本人課税、 125 万円≦合計所得金額<210万円
第8段階	本人課税、210万円≦合計所得金額<320万円
第9段階	本人課税、320万円≦合計所得金額<400万円
第10段階	本人課税、400万円以上



改正後(令和6~8年度)	
第6段階	本人課税、合計所得金額120万円未満
第7段階	本人課税、120万円≦合計所得金額<210万円
第8段階	本人課税、210万円≦合計所得金額<320万円
第9段階	本人課税、320万円≦合計所得金額<420万円
第10段階	本人課税、 420万円≦合計所得金額<520万円
第11段階	本人課税、520万円≦合計所得金額<620万円
第12段階	本人課税、620万円≦合計所得金額<720万円
第13段階	本人課税、合計所得金額720万円以上

問い合わせは、介護保険課介護保険係まで。

8

9 広報なかしべつ 2024.4 広報なかしべつ 2024.4